総合精度管理委員会運営規程

（委員会の設置）

第１条　公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という）定款第４６条及び全衛連委員会設置規程に基づき総合精度管理委員会を設置する。

（委員会の役割）

第２条　総合精度管理委員会は、優良な労働衛生機関の育成を目的として運営する総合精度管理事業について、基本計画の策定その他重要事項の審議並びに精度管理調査の実施、評価の業務を行う。

（専門委員会の設置）

第３条　総合精度管理委員会に、検査項目別の専門的事項を審議するため次の専門委員会を設ける。

（１）　労働衛生検査専門委員会
（２）　臨床検査専門委員会
（３）　胸部Ｘ線検査専門委員会
（４）　胃Ｘ線検査専門委員会
（５）　腹部超音波検査専門委員会

（労働衛生検査専門委員会の業務）

第４条　労働衛生検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

（１）　鉛・有機溶剤健康診断に係る代謝物等の精度管理調査の実施に関すること
（２）　鉛・有機溶剤健康診断の代謝物等に係る検査・測定技術向上及び専門的事項に係る知識の研修に関すること
（３）　その他労働衛生検査精度管理調査の運営に関し必要な事項

（臨床検査専門委員会の業務）

第５条　臨床検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

（１）　一般健康診断に係る臨床検査の精度管理調査の実施に関すること
（２）　一般健康診断に係る臨床検査の検査・測定技術向上及び専門的事項に係る知識の研修に関すること
（３）　その他臨床検査精度管理調査の運営に関し必要な事項

（胸部Ｘ線検査専門委員会の業務）

第６条　胸部Ｘ線検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

（１）　胸部Ｘ線検査の撮影技術、画像処理及び読影技術の評価に関すること

（２）　医師及び診療放射線技師等に対する胸部Ｘ線検査の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の講習に関すること

（３）　その他胸部Ｘ線検査精度管理調査の運営に関し必要な事項

（胃Ｘ線検査専門委員会の業務）

第７条　胃Ｘ線検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

（１）　胃Ｘ線検査の撮影技術、画像処理及び読影技術の評価に関すること

（２）　医師及び診療放射線技師等に対する胃Ｘ線検査の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の講習に関すること

（３）　その他胃Ｘ線検査精度管理調査の運営に関し必要な事項

（腹部超音波検査専門委員会の業務）

第８条　腹部超音波検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

（１）　腹部超音波検査の撮影技術及び読影技術の評価に関すること

（２）　医師及び臨床検査技師（超音波検査士）等に対する腹部超音波検査の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の研修に関すること

（３）　その他腹部超音波検査精度管理調査の運営に関し必要な事項

（委員の選任）

第９条　総合精度管理委員会及び専門委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

総合精度管理委員会及び専門委員会の委員長は、総合精度管理委員会または各専門委員会において互選する。

（委員の任期）

第１０条　総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の任期は、全衛連委員会設置規程第２条に定める役員の任期とする。

（委員の定数）

第１１条　総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の定数は各専門委員会において定めるものとする。

（特別委員）

第１２条　専門委員会に必要がある場合は、委員のほかに特別委員若干名を置くことができる。特別委員は委員の定数に含めない。

（委員長の職務）

第１３条　総合精度委員会及び専門委員会の委員長は、委員会を統括して会議を運営する。

総合精度管理委員会の委員長は、必要がある場合は総会または理事会に出席し総合精度管理事業の重要事項について意見を述べることができる。

専門委員会の委員長又は委員長の指名する委員は、総合精度管理委員会に出席し、付託された専門の事項について報告するものとする。

（委員会の招集）

第１４条　総合精度管理委員会は、委員長が招集する。

専門委員会は、各専門委員会の委員長が招集する。

（委員会の議事）

第１５条　総合精度管理委員会及び専門委員会は、委員の現在数の過半数の出席をもって成立する。

会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第１６条　この規定に定めのない事項は、総合精度管理委員会において審議する。

付　　則　この規程は、平成２４年７月１日より施行する。

付　　則　この規程は、平成３０年３月１２日より施行する。

付　　則　この規程は、令和７年５月２０日から施行し、令和７年４月１日から適用する。